

壱岐市定住促進空き家活用事業改修物件
入居者募集要項

壱 岐 市

(令和 7 年 6 月)

募 集 期 間

令和7年6月16日（月）～令和7年7月4日（金）

ただし、祝日及び土・日曜日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで
郵送申込の際は、7月4日（金）必着

提 出 先

〒811-5192 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触562

壱岐市役所地域振興部 地域共創課 人口対策班

所定の申込書に必要書類を添付して、申込者本人または入居される家族の方が持参してください。（持参不可の場合は、郵送してください。）

※書類不備の場合は受付できませんので、書類を十分確認のうえ、提出してください。

書 類 審 査

令和7年7月中旬

応募者多数の場合は、厳正なる審査のうえ入居者を決定します。

入居可能日

令和7年8月1日を予定しております。

1. 募集物件について

別紙チラシをご覧ください。

2. 応募資格

応募資格については、以下のとおりです。

- ① 単身世帯以外
- ② 年齢及び所得の制限はありません。
- ③ 市税等の未納がないこと。
- ④ 募集期間内に原則、市民は現地にて、市外在住者はオンラインにて物件内覧ができること。やむを得ずできない場合はこの限りではない。
- ⑤ 壱岐市へ5年以上定住する意思があること。
- ⑥ 壱岐市内に居住用住居を有していないこと。
- ⑦ 入居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

3. 申し込みにあたっての留意事項

(1) 申込み

- ① 「入居申込書」に必要事項の記入がない場合は、受付できないことがあります。
- ② 「入居申込書」提出後は、記載事項の変更はできません。
- ③ 物件は全て改修しているわけではありません。既存状態の箇所もあります。
- ④ 内覧については、個別に日程調整します。

(2) 入居者の決定

申込者が多数の場合は、提出いただいた申込内容について審査のうえ決定します。
尚、選考基準に満たさない方は、入居できない場合もあります。

4. 申込みに必要な書類

書類不備の場合は、申込みを受付けることができない場合もありますので、充分確認してください。

(1) 必ず必要な書類

- ① 入居申込書
- ② 令和6年所得分の所得証明書
 - ※無職で収入のない方（退職者等）も必ず提出してください。
 - ※18歳以上の入居しようとする者全員分が必要です。
 - ※18歳未満であっても、収入のある方は提出が必要です。
- ③ 税等の未納がない証明書（発行後3ヵ月以内のもの）

※入居予定者全員分の証明書が必要です。

④住民票

※入居予定者全員分の住民票が必要です。

⑤名寄帳または無資産証明書

※名寄帳は土地及び家屋を所有する壱岐市民のみ

⑥誓約書

5. 入居時・入居後の注意事項

①入居手続きについては、入居者決定後に個別に通知します。

②駐車場はありませんので、近隣の有料駐車場をご利用ください。

③地域防災・環境美化等のため、自治会等に参加し、活動に参加して地域との交流を行ってください。家賃とは別に自治会費等が必要となる場合があります。

④近隣には、生活習慣などが違う人も住んでいます。ある程度の生活音は避けられませんが、注意して生活しましょう。

⑤犬、猫等、動物を飼うことはできません。

6. 問い合わせ先

壱岐市役所 地域振興部地域共創課 人口対策班

電話：0920-48-1134

Mail：iki-kikaku@city.iki.lg.jp